

広島市告示第177号
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - (1) 名称
公益財団法人広島市農林水産振興センター
 - (2) 代表者の氏名
理事長 萬ヶ原 伸二
 - (3) 事業所の所在地
広島市安佐北区深川八丁目30番12号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年2月28日
- 3 公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで